

【表紙】

| | |
|---------------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年8月20日 |
| 【会社名】 | 天昇電気工業株式会社 |
| 【英訳名】 | Tensho Electric Industries Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 石川 忠彦 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都町田市南町田五丁目3番65号 |
| 【電話番号】 | 東京(042)788局1880番 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経理本部長 沼口 和成 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都町田市南町田五丁目3番65号 |
| 【電話番号】 | 東京(042)788局1880番 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役経理本部長 沼口 和成 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 174,640,400円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 417,800株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株であります。 |

(注) 1. 2019年8月20日開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第9条第1号の定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 417,800株 | 174,640,400 | - |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 417,800株 | 174,640,400 | - |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|-----------|----------|-----------|
| 418 | - | 100株 | 2019年9月5日 | - | 2019年9月5日 |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生日後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記「(4) 払込取扱場所」に記載の払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 本有価証券届出書の効力発生日後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合、本自己株式処分に係る割当は行われなことになります。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|-------------------|
| 天昇電気工業株式会社 経理本部 | 東京都町田市南町田5丁目3番65号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-------------------|------------------|
| 株式会社三井住友銀行 東京中央支店 | 東京都中央区八重洲1丁目3番4号 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円） | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円） |
|-------------|--------------|-------------|
| 174,640,400 | 1,300,000 | 173,340,400 |

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本自己株式処分に係るアドバイザー費用、書類作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、国内拠点の1つである矢吹工場にてプラスチック成形事業を営んでおり主に物流産業資材製品、医療廃棄物容器、雨水貯留浸透槽製品等の自社製品を生産してまいりましたが、これらの自社製品の受注が増加してきており、矢吹工場のみでは今後見込まれている受注増加に対応することが難しくなることが想定されます。そこで、当社は、従前から、自己資金及び借入金により、同工場敷地内に第2工場を増築することで生産能力の増強を図り、自社製品の受注増加に対応することを決定しておりました。

このような状況の中、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、タキロンシーアイ株式会社より、当社が保有する自己株式の譲渡の申し出を受けたため、本自己株式処分により調達する資金につきましては、かかる矢吹第2工場建設資金の一部に充当し、残額は、従来からの予定のとおり、自己資金、借入金にて対応することといたしました。なお、2019年6月より工事着工しており、工事代金の支払いについては、工事の進捗状況に応じて段階的に支払うことを予定していることから、支出予定時期は2020年3月から9月の7カ月間にわたって支出することを予定しております。支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

| 具体的な使途 | 金額（百万円） | 支出予定時期 |
|------------|---------|------------|
| 矢吹第2工場建設資金 | 173 | 2020年3月～9月 |

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

| 割当予定先の概要 | | |
|-----------------|---|------------|
| 名称 | タキロンシーアイ株式会社 | |
| 本店の所在地 | 大阪市北区梅田三丁目1番3号（ノースゲートビルディング） | |
| 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 事業年度第124期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日 ） 2019年6月26日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度第125期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日 ） 2019年8月8日 関東財務局長に提出 | |
| 提出者と割当予定先との間の関係 | | |
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません |
| 人事関係 | 該当事項はありません | |
| 資金関係 | 該当事項はありません | |
| 技術関係 | 該当事項はありません | |
| 取引関係 | 該当事項はありません | |

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、プラスチック製品加工業として、自動車分野、物流産業資材分野、機構品分野の事業運営を行っております。

自動車分野は、ほとんどの自動車メーカーや自動車部品メーカーとの取引を行っており今後も安定成長が期待できる事業であります。物流産業資材分野においては、コンテナ、ラック製品、雨水貯留浸透槽製品、医療廃棄物容器等の当社製品ラインナップを拡大してきており、特に、雨水貯留浸透槽製品の需要が増加してきております。機構品分野においては、家具、住宅設備、家電、音響機器等の製品を取扱っており、特に製品に対する華飾（高級感や品格を付与すること）を施した新製品の提案を市場に対して積極的に行うことで、需要を増加させております。

これまで物流産業資材分野においては、個々の製品の販売拡大に注力してまいりました。今後更なる成長を遂げていくためには、例えば雨水貯留浸透槽製品だけでなく、パイプや配管、シートなど幅広く製品を製造し、当社製品の周辺部分についても提供を可能にすることが検討課題となっております。しかしながら、当社単独の設備や技術をもって取り組むには限界もあるため、今後は他社の有する技術やノウハウ、設備等を活用することも検討課題の一つと考えておりました。また、機構品分野においても、現状、当社が有する華飾技術等を活かして製品価値を高めてまいりましたが、より質感や耐久性の高い製品を製造することが必要になると考えております。

当社は、2019年3月末時点で、当社の発行済株式総数17,014,000株の2.46%に相当する417,836株の自己株式を保有する状況となっていたため、当社が保有する自己株式を有効活用する方法を検討しており、当社といたしましては、当社が保有する自己株式を処分することによってシナジーが期待できる企業と資本関係を構築し、関係強化を進めることで上記の課題を解決することが合理的であると考えておりました。このように、当社が他社との資本関係の構築によって上記の課題を解決する途を模索していた状況の下、タキロンシーアイ株式会社から当社が保有する自己株式の譲渡の申し出を受け、同社との交渉を通じて、協業の可能性を検討することといたしました。

タキロンシーアイ株式会社は、高度なプラスチック加工技術を有するとともに、プラスチック等の素材に関する基礎研究も行っており、かかる基礎研究も含めて蓄積した技術やノウハウを核として建築資材事業、環境資材事業、高機能材事業、機能フィルム事業の4つのセグメントにて事業を展開しております。タキロンシーアイ株式会社の建築資材事業と環境資材事業では、当社の物流産業資材分野において取扱っている製品の周辺領域に位置づけられる製品が幅広く取り扱われており、同社との連携を図ることで、当社製品の取扱いの幅を広げることも期待できます。また、タキロンシーアイ株式会社が有するプラスチック等の素材に関する技術やノウハウは、当社の機構品分野における製品の素材の開発に対して活用できる可能性があり、今後、同社との協業により、当社の成形加工技術をより一層活かした製品を開発・製造することが期待できます。

タキロンシーアイ株式会社としても、当社株式を保有することによって当社との関係強化を図り、当社の精密射出成形や金型設計製作技術との連携によって、自動車関連分野等の新規分野へビジネス展開ができることを期待しているとのことです。

このように、タキロンシーアイ株式会社と資本関係をもち連携強化を図っていくことで当社の課題を解決できる可能性が期待でき、且つ当社の将来の企業価値を増加させるためにも有用であると判断し、タキロンシーアイ株式会社を本自己株式処分の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

417,800株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるタキロンシーアイ株式会社が、本自己株式処分により取得する当社株式を中長期的に保有する意向であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先であるタキロンシーアイ株式会社から、払込期日から2年以内に本自己株式処分により割当する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由等の内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるタキロンシーアイ株式会社の払込みに要する財産の存在について、割当予定先であるタキロンシーアイ株式会社が2019年6月26日に関東財務局長に提出している第124期有価証券報告書(自2018年4月1日至2019年3月31日)に記載の連結貸借対照表において、現預金68億35百万円を保有しており、本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金が確保されていることを確認しており、同社による本自己株式処分の払込みに関して確実性があるものと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるタキロンシーアイ株式会社は東京証券取引所第一部に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日2019年6月27日)に記載している「I V内部統制システム等に関する事項2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力に対する基本方針を「タキロンシーアイグループ企業行動基準」に定め、警察や外部専門機関と連携し情報収集し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断、排除する旨を表明しており、同社グループおよびその役員、従業員、主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、2019年8月20日開催の取締役会決議日の直前営業日である2019年8月19日の東京証券取引所における当社株式の終値418円といたしました。取締役会決議の前日としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的であると判断したためです。

処分価額418円につきましては、直近1ヶ月(2019年7月19日から2019年8月18日)における当社株式の終値平均値345円(円未満切捨)に対して121.2%を乗じた額であり、直近3ヶ月(2019年5月19日から2019年8月18日)における当社株式の終値平均値326円(円未満切捨)に対して128.2%を乗じた額であり、直近6ヶ月(2019年2月19日から2019年8月18日)における当社株式の終値平均値299円(円未満切捨)に対して139.8%を乗じた額となっております。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利な処分価額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した当社の監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、割当予定先に対して特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、417,800株(議決権数4,178個)であり、その希薄化の規模は、2019年3月31日現在の当社の発行済株式総数17,014,000株に対して2.46%(2019年3月31日現在の議決権数165,920個に対して2.52%)となります。

当社としては、本自己株式処分は、当社とタキロンシーアイ株式会社との協同関係を模索することを目的とするものであり、当社とタキロンシーアイ株式会社が有機的に連携し、協同することにより、将来的に当社の企業価値を向上させることに資するものであると考えておりますので、本自己株式処分における株式の処分数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|------------------|----------------------|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| 三甲不動産株式会社 | 岐阜県瑞穂市本田474番地1 | 5,882,000 | 35.45 | 5,882,000 | 34.58 |
| 三井物産株式会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目1番3号 | 2,352,000 | 14.18 | 2,352,000 | 13.83 |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町1丁目4番地 | 598,300 | 3.61 | 598,300 | 3.52 |
| 株式会社ワコーバレット | 大阪府大阪市西区南堀江3丁目14番12号 | 520,000 | 3.13 | 520,000 | 3.06 |
| シャープ株式会社 | 大阪府堺市堺区匠町1番地 | 500,000 | 3.01 | 500,000 | 2.94 |
| 菊地 茂男 | 東京都目黒区 | 488,338 | 2.94 | 488,338 | 2.87 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内1丁目1番2号 | 471,500 | 2.84 | 471,500 | 2.77 |
| タキロンシーアイ株式会社 | 大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号 | - | - | 417,800 | 2.46 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 東京都新宿区西新宿1丁目26番1号 | 252,000 | 1.52 | 252,000 | 1.48 |
| 三井化学株式会社 | 東京都港区東新橋1丁目5番2号 | 250,000 | 1.51 | 250,000 | 1.47 |
| 計 | - | 11,314,138 | 68.19 | 11,731,938 | 68.97 |

(注) 1. 2019年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入し、表示しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を2019年3月31日現在の総議決権数165,920個に本自己株式処分により増加する議決権数4,178個を加えた数で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第93期事業年度）及び四半期報告書（第94期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年8月20日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年8月20日）現在においてもその判断に変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第93期事業年度）の提出日（2019年7月1日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、次の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2019年7月2日提出の臨時報告書）

1 [提出理由]

2019年6月27日開催の当社第93期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

配当財産の種類
金銭とする。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額49,788,492円

剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役として、石川忠彦、能勢孝、堀部文人、沼口和成、杉山実佐夫、今尾康浩、後藤薫、小松崎隆一及び神田将を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、若林正憲を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、明治アーケ監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果 （賛成の割合） |
|-----------------|---------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案 剰余金の配当 | 121,794 | 404 | 0 | （注） | 可決（99.67%） |
| 第2号議案 | | | | （注） | |
| 石川 忠彦 | 121,768 | 430 | 0 | | 可決（99.65%） |
| 能勢 孝 | 121,728 | 470 | 0 | | 可決（99.62%） |
| 堀部 文人 | 121,728 | 470 | 0 | | 可決（99.62%） |
| 沼口 和成 | 121,768 | 430 | 0 | | 可決（99.65%） |
| 杉山 美佐夫 | 121,744 | 454 | 0 | | 可決（99.63%） |
| 今尾 康浩 | 121,744 | 454 | 0 | | 可決（99.63%） |
| 後藤 薫 | 121,758 | 440 | 0 | | 可決（99.64%） |
| 小松崎 隆一 | 121,718 | 480 | 0 | | 可決（99.61%） |
| 神田 将 | 121,767 | 431 | 0 | | 可決（99.65%） |
| 第3号議案 | | | | （注） | |
| 若林 正憲 | 120,879 | 1,319 | 0 | | 可決（98.92%） |
| 第4号議案 | | | | （注） | |
| 会計監査人選任の件 | 121,780 | 418 | 0 | | 可決（99.66%） |

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第93期) | 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日 | 2019年7月1日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第94期第1四半期) | 自 2019年4月1日 至 2019年6月30日 | 2019年8月9日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年7月1日

天昇電気工業株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

| | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 好 | 田 | 健 | 祐 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 | 沢 | 直 | 靖 | 印 |

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている天昇電気工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天昇電気工業株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、天昇電気工業株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、天昇電気工業株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年7月1日

天昇電気工業株式会社

取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

| | | | | | | |
|--------------------|-------|---|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 好 | 田 | 健 | 祐 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 | 沢 | 直 | 靖 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている天昇電気工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第93期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天昇電気工業株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月9日

天昇電気工業株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 森岡宏之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 徳永剛 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている天昇電気工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、天昇電気工業株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の2019年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2018年8月10日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2019年7月1日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。